

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規程

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○伊勢市議会議員政治倫理条例施行 <u>規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>告示</u>は、伊勢市議会議員政治倫理条例(平成29年伊勢市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(審査の請求の手続)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により審査の請求をしようとする代表者は、審査請求書(様式第1号)に、条例第3条に規定する政治倫理基準の違反を疑うに足る事実を証明する資料のほか、市民による審査の請求にあっては、審査請求署名簿(様式第2号)を添えて伊勢市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 審査請求書には、市民又は議員の代表者(以下「審査請求代表者」という。)が、署名しなければならない。この場合において、審査請求署名簿及び議員の連署における署名についても、同様とする。</p> <p>第5条～第11条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第12条 この<u>告示</u>に定めるもののほか、この<u>告示</u>の施行に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この告示は、告示の日から施行する。</u></p> <p>(審査会の招集の特例)</p> <p>2 この<u>告示</u>の施行の日後に最初に開かれる審査会の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、議長が行う。</p> <p>様式第1号(第4条関係) 別紙1 様式第2号(第4条関係) 別紙3 様式第3号(第10条関係) 略</p>	<p style="text-align: center;">○伊勢市議会議員政治倫理条例施行 <u>規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>規則</u>は、伊勢市議会議員政治倫理条例(平成29年伊勢市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(審査の請求の手続)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により審査の請求をしようとする代表者は、審査請求書(様式第1号)に、条例第3条に規定する政治倫理基準の違反を疑うに足る事実を証明する資料のほか、市民による審査の請求にあっては、審査請求署名簿(様式第2号)を添えて伊勢市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 審査請求書には、市民又は議員の代表者(以下「審査請求代表者」という。)が、署名及び押印しなければならない。この場合において、審査請求署名簿及び議員の連署における署名についても、同様とする。</p> <p>第5条～第11条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第12条 この<u>規則</u>に定めるもののほか、この<u>規則</u>の施行に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、平成29年10月1日から施行する。</u></p> <p>(審査会の招集の特例)</p> <p>2 この<u>規則</u>の施行の日後に最初に開かれる審査会の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、議長が行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成31年1月4日議会規則第1号)</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>様式第1号(第4条関係) 別紙2 様式第2号(第4条関係) 別紙4 様式第3号(第10条関係) 略</p>

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

伊勢市議会議長 様

（審査請求代表者）

住所

氏名（署名） \_\_\_\_\_

審 査 請 求 書

伊勢市議会議員政治倫理条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査の請求の対象となる議員	
政治倫理基準に違反していると認められる内容	
政治倫理基準に違反していると認められる根拠	伊勢市議会議員政治倫理条例第 3 条第 号
政治倫理基準に違反していると認めるに足る事実を証する資料	

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

伊勢市議会議長 様

(審査請求代表者)

住所

氏名 \_\_\_\_\_

㊟

審 査 請 求 書

伊勢市議会議員政治倫理条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査の請求の対象となる議員	
政治倫理基準に違反していると認められる内容	
政治倫理基準に違反していると認められる根拠	伊勢市議会議員政治倫理条例第 3 条第 号
政治倫理基準に違反していると認めるに足る事実を証する資料	

様式第 2 号（第 4 条関係）

審 査 請 求 署 名 簿

伊勢市議会議員政治倫理条例第 4 条第 1 項の規定により、議員  
に係る審査を請求するために署名します。

併せて、伊勢市議会議長が、伊勢市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であるか確認を求めることについて、同意します。

選挙人 である ことの 確認欄	番号	署名 年月日	住 所	氏 名

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すること。  
2 氏名は、自署すること。  
3 選挙人であることの確認欄は、記入しないこと。

様式第 2 号（第 4 条関係）

審 査 請 求 署 名 簿

伊勢市議会議員政治倫理条例第 4 条第 1 項の規定により、議員  
に係る審査を請求するために署名します。

併せて、伊勢市議会議長が、伊勢市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であるか確認を求めることについて、同意します。

選挙人 である ことの 確認欄	番号	署名 年月日	住 所	氏 名	⑩

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すること。  
2 氏名は、自署すること。  
3 選挙人であることの確認欄は、記入しないこと。